

議案第121号 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

令和8年9月18日(金)
消防局 消防総務課

1.改正の経緯

人事院規則16－0(職員の災害補償)」の一部改正を受け、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が本年5月27日に施行された。これに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)」第18条に規定されている非常勤消防団員等の葬祭補償の定額について改正するもの。

人事院規則16－0(職員の災害補償)」の一部改正(令和8年)

改正内容: 葬祭補償額の改正



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年 政令第179号)

改正内容: 非常勤消防団員等の葬祭補償額の改正



大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例

改正内容: 上記政令の改正内容と同様に改正

2.改正概要

(1)補償基礎額の改定

条例第18条関係

葬祭補償の定額を「315,000円」から「330,000円」に引き上げる。

(2) 施行期日等

ア 施行日：公布の日から施行。

イ 適用日：改正条例の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用する。